

福知山公立大学定期試験等実施細則

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人福知山公立大学試験規程第2条第1項に定める定期試験、追試験（以下、「定期試験等」とする）の実施に際し必要な事項を定める。

(試験時間)

第2条 試験開始時間は、1時限：8：50、2時限：10：30、3時限：12：50、4時限：14：30、5時限：16：10とし、定期試験の時間は、60分とする。ただし、担当教員の判断により試験時間を90分間とする場合がある。

2 遅刻者の入室は、試験開始後20分までとする。

3 試験場では、試験開始後30分経過するまでは退室してはならない。

(遵守事項)

第3条 試験場への資料等の持込は、当該科目担当教員によって許可されたものに限る。また、試験に不要な物は鞆等に入れなければならない。

2 試験場では、監督者の指示に従い受験すること。また、座席指定されている場合は、これに従い着席しなければならない。

3 試験場では、静粛にし、筆記用具、消しゴム等の貸借をしないこと。また、筆記用具、消しゴム、持込が許可されているもの以外は鞆等に入れ、床上に置くこと。これに従わないときは不正行為とみなされる場合がある。

4 受験者は学生証を必ず持参し、試験時間中、監督者が確認できるよう机の上に提示しなければならない。なお、試験に際し、学生証を忘れた場合には、事務局窓口申し出、仮学生証の発行を受けなければならない。試験中、学生証、仮学生証のいずれかを持たない場合には退室を命ずる。

5 不正行為は厳重に処罰される。

(不正行為)

第4条 試験における不正行為とは、次の各号に挙げる行為をいう。

(1) 他の者が受験者に代わって受験し、または受験者が他の者を代わりに受験させること。

(2) 受験者が答案を相互に交換し、解答を作成すること。

(3) 受験者がカンニングペーパー、またはこれに類するものを使用すること。

(4) 当該担当教員によって、持ち込みが許可されたもの以外を使用すること。

(5) 受験者が他の受験者の答案を見たり、または他の受験者に答案を見せたりすること。

(6) 受験者が所持品、机上、身体などに解答、または解答に役立つメモなどを書き込んでおくこと。

(7) 携帯電話、スマートフォン等を利用し、他の受験者、または第三者と試験時間中に交信すること。

(8) 試験時間中に許可なく携帯電話、スマートフォン等に触れる、または目の届く場所に置くこと。

(9) 試験監督者、補助監督者が明らかに不正行為に類すると判断する行為を受験者が行うこと。

(10) その他、前各号に類すると認められる行為。

(不正行為が発覚した場合の措置)

第5条 不正行為が発覚したときは、関係者はそれぞれ次の各号に挙げる措置を取るものとする。

(1) 監督者は、不正行為を発見したときは、当該不正行為の事実関係を確認し、学生証、答案用紙、証拠品を没収し、保管する。

(2) 監督者は、不正行為を犯した学生の試験を即座に中止し、学籍番号、氏名の確認を行い、その学生を伴い事務局に報告する。

(3) 監督者は、当該不正行為について、所定の様式に従い、報告書を作成し、学部長に提出する。

(処分の内容、および決定)

第6条 不正行為をした学生に対する処分について以下に定める。

(1) 定期試験等において不正行為を行った者について、通年開講科目を含め当該学期のすべての履修科目を「放棄」とし、学則第48条第1項に基づき懲戒処分とする。

(2) 前項の定期試験等には、試験規程第2条第2項がさだめるすべての実施方法を含む。

(補足)

第7条 試験場において監督者の行った指示、または注意に従わない場合、その他公正な試験の実施を妨げる行為を行う者がいた場合は、監督者は当該受験者に対し、試験場から退場するよう命ずることができる。

2 前項により退場を命ぜられた受験者の試験科目については、受験しなかったものとして取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。